

証券コード 1439
2022年3月10日

株 主 各 位

名古屋市天白区島田一丁目1413番地
(本社 名古屋市中区栄二丁目2番23号)
株式会社 安江工務店
代表取締役社長 山本賢治

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施の上、開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、健康状態にかかわらず、感染リスクを回避するため、当日のご出席に代えて、書面による事前の議決権行使をお願いするとともに、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に各議案への賛否をご表示いただき、**2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yasue.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ②計算書類のうち「個別注記表」
- なお、株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yasue.co.jp>) に掲載させていただきます。
- 例年株主総会終了後に実施しておりました株主の皆様との懇親会の開催は、本年は取りやめとさせていただきます。
- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展や感染拡大防止策がとられる中で、企業の経済活動、個人の消費活動は回復の兆しを見せたものの、2022年1月に新たな変異株であるオミクロン株の感染拡大により、依然として景気の先行きは不透明な状況となっております。

住宅業界におきましても、住宅ローン減税制度の変更やグリーン住宅ポイント制度の終了による消費マインドの低下に加え、物流コスト・原材料費の高騰による建設コストの上昇、設計職・施工監理職など専門職技術者の人材不足等、依然として厳しい状況となっております。

このような環境下で、当社グループは「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、お客様にとって価値あるサービスが提供できるよう、住宅に関するニーズにワンストップで応え、すべての相談に乗ることができる利便性の高い体制の構築に努めてまいりました。

また、当社グループでは事業環境の変化等に鑑み、2021年2月に2021年度を初年度とする中期経営計画を新たに策定いたしました。新中期経営計画では、従来とは異なる環境下においても成長発展できるよう「競争力強化」「成長拡大戦略」「環境変化への対応力強化」の3つの基本方針を掲げ、2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて、グループブランド「r-cove* (アール・コーブ)」の強化・浸透を図り、グループ内のシナジーを最大限に発揮してグループ全体で収益拡大に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大と沈静が繰り返される中、在宅時間の増加に伴って住まいへの関心が高まり、住宅リフォーム等の需要が堅調に推移したことに加え、不採算事業の見直しや新規出店費用の抑制等による販管費の削減により、前期と比べ増収増益となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は6,913百万円（前期比28.1%増）、営業利益は208百万円（前期比613.0%増）、経常利益は207百万円（前期比437.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は90百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失13百万円）となりました。

セグメントの業績は、以下の通りであります。

(住宅リフォーム事業)

住宅リフォーム事業におきましては、建築士などの資格を有する女性デザイナーによる機能性・デザイン性の高いリフォームを提供するとともに、屋根・外壁塗装等の外装に特化した部門において専門性の高いノウハウを活かした提案を行うなど、安定的な営業活動を展開してまいりました。加えて、当社リフォーム店舗に併設している子会社のインテリア拠点を活用し、住宅リフォームに家具やカーテンをトータルコーディネートするなど、グループ内のシナジーを活かしてお客様満足度の向上に努めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対策リフォームとして、オリジナル建材の「無添加厚塗りしっくい®」やお客様が在宅したまま1日で施工可能な光触媒コーティング「ナノ抗菌R*コート®」など、抗ウイルス効果のある建材を使用したリフォームの提案を積極的に行い、新たな需要の取り込みにも注力してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、住宅リフォームの需要回復により、大型工事の受注が堅調に推移して受注平均単価が上昇したことに加え、当期に開設した2店舗の集客が好調であったこと、2020年10月に子会社化した株式会社MIMAの通期売上寄与もあったことから、売上高は5,143百万円（前期比27.2%増）となりました。利益面につきましては、子会社の増加に伴う人件費や広告宣伝費、のれん償却費等が増加したものの、増収により、セグメント利益は157百万円（前期はセグメント利益0百万円）となりました。

(新築住宅事業)

新築住宅事業におきましては、オリジナル建材である「無添加厚塗りしっくい®」やコーラルストーンなどの自然素材を活かし、デザイン性や機能性を高めた4つの注文住宅ラインナップを揃えており、お客様のニーズに合わせた提案を行うとともに他社との差別化に注力してまいりました。また、打合せや完成見学会・構造見学会において、オンラインの活用を促進するなど、営業活動の効率化にも取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、完工引渡し計画通りに進んだことにより、売上高は1,008百万円（前期比14.1%増）となりました。一方で、利益面につきましては、ウッドショックによる木材価格の高騰等による売上総利益率の低下、人件費の増大等により、セグメント利益は46百万円（前期比11.1%減）となりました。

(不動産流通事業)

不動産流通事業におきましては、地域密着型の強みを活かして良質な小規模分譲地の仕入れを強化し、自社での新築注文住宅や新築分譲住宅用地として活用するなど、事業間のシナジーを発揮してまいりました。また、買取再販物件に当社グループの強みであるリノベーション・デザインリフォームをコーディネートしてお客様に提案するなど、資産価値の創造・魅力ある住まいづくりを積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度における当事業の業績につきましては、不動産市況の回復に伴い保有物件の売却が進んだことにより、売上高は762百万円（前期比61.8%増）、セグメント利益は4百万円（前期はセグメント損失23百万円）となりました。

(単位：百万円)

セグメントの名称	売上高
住宅リフォーム事業	5,143
新築住宅事業	1,008
不動産流通事業	762
合計	6,913

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資（無形固定資産を含む）の総額は99百万円であります。その主な内容は、新店舗の建築・内装・設備、新築モデルハウスの建築、新本社の内装・設備等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの主な資金需要は、M&Aや販売用不動産購入資金等であります。

当連結会計年度における主な資金調達は、長期借入れによる資金調達100百万円であり、長期借入金残高は1,316百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスを取り巻く環境におきましては、政府による各種政策や、雇用情勢・所得環境の改善により緩やかな回復傾向にあるものの、消費税増税等による可処分所得の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインドの低下、また、人手不足に伴う人件費や原材料等の建設コストのさらなる高騰が懸念されるなど、依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

このような事業環境の中、長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向け、2021年度から2023年度までの3年間の基本方針を取りまとめた新たな中期経営計画を策定いたしました。この方針に基づき、当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、以下の点を重要課題として捉え対処してまいります。

① 人材力の強化

当社グループは、顧客へのサービス向上と持続的な成長発展のために、優秀な人材を継続的に確保し育成することが重要であると認識しております。そのためには、新卒者を中心に積極的な採用を行うとともに、建築士等の有資格者をキャリア採用して、知識・経験

を十二分に活用してまいります。

また、育児中の社員が安心して働くことのできる仕組みづくりを行うなど、社員が働きやすい環境づくりを一層進めるとともに、将来、経営層・幹部層として活躍できる人材を育てるため、入社1年目から経営トップによる研修を実施して社員の資質向上を図ってまいります。それにより、社員自らが福利厚生や社内行事の企画・運営を行うなど、社員の自主性を醸成して、さらなる事業拡大に必要な人材の育成・組織体制の整備を進めてまいります。

② 既存店の成長

当社グループは、事業エリア内における既存店の成長が不十分であると認識しております。この課題を克服するため、顧客が求める利便性をさらに高めるとともに、工事規模の大きさに拘わらず丁寧かつ迅速に対応することを行動の基本としてまいります。

また、創業半世紀という長い歴史の中で築き上げてきた施工品質の維持・向上に努め、「住まいのかかりつけ医」として、顧客が気軽に相談できる関係づくりとさらなる顧客満足度の追求に努めてまいります。

③ 既存営業エリアの拡大と深耕

当社グループの主たる事業である住宅ビジネスにおいては、新規顧客の獲得に加えて、サプライチェーンの構築が成長戦略の鍵となります。従いまして、営業エリアの拡大においては、既存のサプライチェーンを活用しながら、まずは既存営業エリアと隣接するエリアへ展開する手法を採ってまいります。そして、新規顧客を獲得するのに合わせて新たなサプライチェーンを構築するという、好循環の成長を図ることが必要であると認識しております。

また、既存営業エリア内においては、既存店と既存店の間にも新店舗を開設し、より地域に密着した「地域一番店」として顧客からの認知度を上げるとともに、営業活動の効率化を図る「ドミナント戦略」を押し進めることが重要であると認識しております。

④ 新規営業エリアの拡大

2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」にて掲げた目標（2030年度に連結売上高300億円）を達成するためには、成長スピードをさらに加速させることが必要であると認識しております。具体的には、M&Aやアライアンス等を活用して全国の中堅・中小工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、IT技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上によって収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。

また、当社グループの得意とする集客ノウハウや顧客関係構築ノウハウをグループ会社で共有することによって、顧客との強いつながりを築き、それぞれの地域にとって当社グループが無くてはならない存在となることを目指してまいります。

⑤ 新規事業の創出

当社グループは、長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」におけるスローガンとして「住まいサポートから暮らしサポートへ」を掲げております。当社グループが持続的な成長を図るためには、既存の事業である住宅リフォーム・新築住宅・不動産流通事業の発展に加えて、第4・第5の柱となる新規事業の創出が急務であると認識しております。

具体的には、既存の住宅ビジネスに隣接する分野のサービス・商品の開発を行い、顧客に新しい価値を提供することによって、これまでの「住まいづくり」というハードのみならず、暮らしを支えるサービス等のソフトも取扱う「住宅関連総合企業」となることを目指してまいります。

⑥ IT技術のさらなる導入

労働集約性の高いビジネスである住宅ビジネスを展開拡大していく上では、専門的知識や豊富な経験を有する人材を多く必要としております。しかしながら、建設業界における専門技術者の有効求人倍率高止まり等から十分な人材の確保ができず、機会損失が生じるおそれがあると認識しております。

この課題を克服するために、AIやIoTなどの情報処理技術を積極的に導入して、社員一人あたりの生産性を向上させることが重要であると考えております。

⑦ コーポレート・ガバナンスの充実

継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると認識しております。この課題を克服するために、当社グループは、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでおります。

まず、内部管理体制については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制のさらなる機能強化を課題と捉えております。そこで部署内でのチェックの精度を高めて自浄能力を向上させることに加え、部署間での牽制機能をより一層発揮することに努めております。これらにより、経営の透明性及び公正性の確保が期待されます。

次にコンプライアンスの強化については、法令・社内規程類の遵守はもとより、日々の業務を適正かつ確実に遂行するとともに、事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しておりますが、さらなる信頼拡大に向け、これらの一層の強化が重要であると認識しております。

この課題を克服するために、内部監査室を設置し、定期的な業務監査を実施するとともに、社内規程の内容を随時見直し、各事業の業務運営の健全性の確保、情報共有、再発防止策の検討・実施、また適宜、社内啓蒙活動を実施し、透明性のある管理体制の構築を図っております。

また、有価証券市場に対する投資家の信認を損なわないために、不公正な取引であるインサイダー取引に関する研修を継続して実施するとともに、株式等の取引に際しては手続きを厳格化して不正の防止に努めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年12月度 第44期	2019年12月度 第45期	2020年12月度 第46期	2021年12月度 (当連結会計年度) 第47期
売上高 (千円)	4,781,257	5,059,888	5,396,615	6,913,577
経常利益 (千円)	220,458	205,277	38,595	207,496
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	140,183	123,292	△13,352	90,184
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	108.09	94.89	△10.39	69.80
総資産 (千円)	3,098,509	2,910,957	4,270,499	4,175,224
純資産 (千円)	1,407,209	1,494,388	1,415,479	1,499,439
1株当たり純資産 (円)	1,079.95	1,129.68	1,076.19	1,124.79

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社N-Basic	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業
株式会社トーヤハウス	10,000千円	100.0%	新築住宅事業、住宅リフォーム事業、不動産流通事業
アプリコット株式会社	3,000千円	100.0%	インテリア関連商品の販売・コーディネート業
株式会社MIMA	10,000千円	100.0%	住宅リフォーム事業、不動産流通事業

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
住宅リフォーム事業	住宅リフォーム・リノベーション工事の請負・施工
新築住宅事業	新築注文住宅の設計・請負・施工
不動産流通事業	不動産の売買・仲介・買取再販、新築分譲住宅の販売

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地		
本	社	名古屋市	中	区栄		
本	店	名古屋市	天	白区島田		
千	種	店	名古屋市	千種区香流橋		
中	村	店	名古屋市	中村区豊国通		
緑		店	名古屋市	緑区鴻仏目		
北		店	名古屋市	北区城見通		
刈	谷	東	浦	店	愛知県知多郡東浦町緒川北新田	
豊	田	店	愛知県	豊田市小坂本町		
春	日	井	店	愛知県春日井市八田町		
一	宮	店	愛知県	一宮市城崎通		
岡	崎	店	愛知県	岡崎市戸崎町		
瀬	戸	尾	張	旭	店	愛知県尾張旭市東大道町
豊	橋	店	愛知県	豊橋市中岩田		
御	器	所	店	名古屋市	昭和区御器所通	

② 子会社

名	称	所	在	地							
株	式	会	社	N - B a s i c	神戸市	西区	小山				
株	式	会	社	ト - ヤ	ハウ	ス	熊本市	東区	桜木		
ア	プ	リ	コ	ット	株	式	会	社	兵庫県	姫路市	飾磨区
株	式	会	社	M I M A	大阪府	八尾市	中田				

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
189名 (42名)	5名増 (4名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
129名 (28名)	1名増 (1名増)	36.9歳	5.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	401,341千円
株式会社名古屋銀行	214,910千円
株式会社三井住友銀行	186,638千円
岡崎信用金庫	157,176千円
大阪シティ信用金庫	142,194千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 3,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,295,516株 (自己株式28,584株を除く)
- (3) 株主数 957名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
安江博幸	479,200株	36.98%
安江久樹	58,600株	4.52%
安江将寛	56,000株	4.32%
株式会社ハウスドゥ	51,500株	3.97%
岡秀朋	37,000株	2.85%
安江工務店従業員持株会	35,600株	2.74%
美馬功之介	28,800株	2.22%
ジャパンバストレスキューシステム株式会社	21,300株	1.64%
山本賢治	18,640株	1.43%
久保淳	18,200株	1.40%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (28,584株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記大株主の安江博幸氏は、2021年4月25日に逝去されましたが、基準日において相続手続きが未了のため、2021年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2018年3月9日	2018年3月29日
新株予約権の数	358個	380個
役員保有状況		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 78個 目的となる株式数 7,800株 保有者数 3名	170個 1,700株 3名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	-個 -株 -名
取締役(監査等委員)	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 2名	-個 -株 -名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	37,900株	40,000株
新株予約権1個当たり発行価額	3,600円	無償
新株予約権行使時の1株当たり払込金額	1,592円	1,476円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日 ~2025年3月31日	2021年4月1日 ~2025年3月31日
	株式報酬型第1回新株予約権	株式報酬型第2回新株予約権
発行決議日	2019年4月9日	2021年7月9日
新株予約権の数	220個	210個
役員保有状況		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 3名	160個 16,000株 3名
社外取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	-個 -株 -名
取締役(監査等委員)	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名	50個 5,000株 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	25,500株	21,000株
新株予約権1個当たり発行価額	無償	無償
新株予約権行使時の1株当たり払込金額	1円	1円
新株予約権の行使期間	2019年5月7日 ~2049年5月6日	2021年7月26日 ~2051年7月25日

・行使の条件 第4回

1) 新株予約権者は、2018年12月期乃至2023年12月期の、いずれかの2期連続する事業年度の当社の経常利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

なお、上記における経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役また従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・行使の条件 第5回

1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

2) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、相続人1人に限り相続できる。ただし、予め新株予約権の割当てを受けた者が、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、本新株予約権行使はできなくなり、本新株予約権は失効する。

3) その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

・行使の条件 株式報酬型第1回・株式報酬型第2回

1) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社関係会社の取締役、監査役及び従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

2) 新株予約権者は、上記1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。

4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
山本賢治	代表取締役社長執行役員	最高経営責任者(CEO)兼最高執行責任者(COO) (株)N-Basic代表取締役会長 (株)トーヤハウス取締役 (株)MIMA代表取締役 (同)ヤマモト・トラスト代表社員
印田昭彦	取締役常務執行役員	事業サポート部部长 (株)N-Basic監査役 (株)トーヤハウス監査役 アプリコット(株)監査役 (株)MIMA監査役
新田義正	取締役常務執行役員	(株)トーヤハウス代表取締役社長 (株)MIMA取締役
時田光一郎	取締役 (常勤監査等委員)	—
中浜明光	取締役 (監査等委員)	中浜明光公認会計士事務所所長 ミタチ産業(株)社外取締役〔監査等委員〕 トビラシステムズ(株)社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕 (株)コメダ監査役
竹内裕美	取締役 (監査等委員)	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所パートナー 未来工業(株)社外取締役〔監査等委員〕

- (注) 1. 取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏は、社外取締役であります。
2. 代表取締役会長執行役員安江博幸氏は、2021年4月25日をもって逝去により退任いたしました。
3. 当社は、取締役時田光一郎氏、中浜明光氏及び竹内裕美氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 取締役中浜明光氏は、公認会計士の資格を有しており、監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役竹内裕美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、財務、会計、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は3名の監査等委員のうち、時田光一郎氏を常勤監査等委員に選定しております。常勤監査等委員を選定した理由は、日常的に情報を収集し、執行部門からの業務報告を定期的に聴取し、現場の実査を行うことを職務とする者からの情報を監査等委員会の全員で共有することを通じて、監査等委員会の審議・活動を一層実効的なものとするためであります。

7. 当社では、迅速な業務執行を目的として、執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在における、取締役を兼務しない執行役員は、次の通りであります。

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
浅井重臣	上級執行役員	住宅リフォーム事業部事業部長
金子智成	上級執行役員	住宅リフォーム事業部事業副部長 (株)N-Basic代表取締役社長 アプリコット(株)代表取締役副社長
浅井勇一	執行役員	新築住宅部部長
三浦伸也	執行役員	不動産流通部部長
山崎健二郎	執行役員	品質管理部部長
永田岳則	執行役員	経理部部長 最高財務責任者(CFO)
荒木洋平	執行役員	住宅リフォーム事業部エリアマネジャー

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、該当する取締役と同規定に基づく責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、子会社を含む全ての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

当社は、2021年10月8日開催の取締役会において、既定の方針を明確にするため、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を改定し、決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次の通りであります。

① 基本方針

当社は、報酬水準について外部機関が実施する調査データを活用するとともに、会社業績及び各取締役の役位、職責、経営能力等を考慮して決定することを基本方針としております。取締役会は、各取締役の報酬等について、任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を最大限尊重して審議の上で最終決定いたします。

② 取締役の報酬等の種類とその算定方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は基本報酬、業績連動報酬、中期インセンティブとしてのストック・オプションにて構成しております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行を行わず経営に対して監督・助言する立場にあることを考慮し、基本報酬、ストック・オプションにて構成しております。

基本報酬は、各取締役の役位、職責及び経営能力等を考慮して決定しております。

業績連動報酬は、前連結会計年度の連結営業利益金額と当連結会計年度の連結営業利益予想金額を平均した額に、係数（0.7%～1.1%の範囲内で毎期決定する）及び役位別乗数（1.0～2.3）を乗じた金額を個人別業績連動報酬（年額）とし、毎月の基本報酬とともに1/12ずつを毎月の固定金銭報酬として支給しております。ただし、当連結会計年度の連結営業利益金額が、同予想金額に対して150%超となった場合には、当該超過分に係数と役位別乗数を乗じた金額を賞与として支給します。なお、業績連動報酬算定の指標として連結営業利益を選定した理由は、取締役の貢献が直接的に反映され、事業に直結した指標であるためであります。当期の指標の実績は連結損益計算書に記載の通りであります。

なお、基本報酬と業績連動報酬の、概ねの割合は基本報酬80%、業績連動報酬20%としております。

ストックオプションは、各取締役の役位別乗数と在任月数を考慮して決定しております。

③ 取締役の報酬等に関する株主総会決議の内容

当社の監査等委員でない取締役の報酬限度は2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において年額150,000千円以内、別枠でストックオプション報酬額として年額45,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数4名）。

監査等委員である取締役の報酬限度は2016年3月31日開催の第41回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。2019年3月28日開催の第44回定時株主総会において前述の報酬限度額とは別枠で、ストックオプション報酬額として年額5,000千円以内と決議いただいております（決議当時の員数3名）。

④ 指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬に係るプロセスの透明性・客観性を高め、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、2021年6月8日開催の取締役会にて任意の指名・報酬委員会の設置を決議しております。現在、同委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役で構成しており、取締役の指名・報酬に関する事項について取締役会の諮問に応じて審議し、その内容を取締役に答申しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種別総額 (千円)		
			固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	ストック オプション
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	4 (-)	68,387 (-)	54,570 (-)	- (-)	13,817 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (3)	16,770 (16,770)	12,780 (12,780)	- (-)	3,990 (3,990)
合計 (うち社外取締役)	7 (3)	85,157 (16,770)	67,350 (12,780)	- (-)	17,807 (3,990)

- (注) 1. 上記には、使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与を含む)は含んでおりません。
 2. 業績連動報酬のうち月額支給部分については、基本報酬と合算し、固定報酬に含めております。
 3. 上記の他、監査等委員でない取締役が子会社から受けた取締役の報酬等の額は6,600千円であります。
 4. ストックオプションは中長期インセンティブとして支給されたものであり、その内容は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載の通りであります。
 5. 取締役の個人別報酬は前述の方針と整合した内容であることを確認し、取締役会で決議しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

「4. (1)取締役の状況」に記載の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容
社外取締役 (監査等委員)	時田 光一郎	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会16回すべてに出席し、長年の大手都市銀行、監査法人等勤務における豊富な経験から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 浜 明 光	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会16回すべてに出席し、長年の監査法人における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 内 裕 美	当事業年度開催の取締役会14回すべて、監査等委員会16回すべてに出席し、財務、会計及び法務における豊富な知見や、弁護士としての専門的な見地から必要な発言を適宜行っております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員として当事業年度に開催された委員会3回すべてに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、書面決議を1回実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人コスモス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,450千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について相当、妥当と判断し同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社グループは、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図っていく。このため当社は、コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進させるとともに、内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長及び監査等委員会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程等に基づき保存・管理を行い、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理規程も併せて整備する。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。さらに、取締役会の決議を受けて各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務を遂行するため、毎月定期的に幹部会を開催する。各部門の遂行状況については、取締役会及び幹部会に報告の上協議され、施策・業務遂行体制を阻害する要因があれば分析し改善を図っていく。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程を定め、子会社の株主総会及び取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社へ報告する。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社及び主要な関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。内部監査室は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長及び監査等委員会ならびにグループ各社社長に報告する。

- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置く体制と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。また、内部監査室は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。
- ⑧ **当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制**
当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告する。
- ⑨ **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑩ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧が原則自由にできる。また、監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室及び監査法人との定期的な意見交換を行う。
- ⑫ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制**
当社グループは市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、取引や資金提供等を行わないことはもちろんのこと、不当な要求に対しても毅然とした態度で臨み、これを拒絶する。これに備え、平素から、警察、暴力追放県民会議、弁護士等外部の専門機関との連携を築く。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果、判明した問題点につきましては是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社及び当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下の通りであります。

① コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、①業務執行におけるコンプライアンスの実践状況の把握 ②内部通報制度の運用状況の確認 ③インサイダー取引防止の適切な運用のための情報発信等コンプライアンス活動を推進してまいりました。

② リスク管理体制に関する運用状況

リスク管理に関しては、事業サポート部において具体的なリスクを想定、分類し把握するとともに管理しています。半年に1回取締役会にて状況を報告し情報共有を行っております。

③ 効率的職務執行体制に関する運用状況

幹部会を当事業年度において毎月1回合計12回開催し、取締役会も14回開催しております。役員及び幹部の情報交換を行うとともに経営に係る情報を共有し、担当部門の業務執行の適正性や迅速な業務執行と意思決定を逐次確認しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会は、社外取締役3名で構成されており当事業年度においては16回開催し、取締役会やその他の重要な会議に出席しております。また、監査・監督の実効性の向上、内部監査部門を活用した監査の実施により、内部統制の実効性の向上を図っております。さらに、会計監査人と意見交換を通じて、監査の質の向上に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益分配を経営上の重要課題の一つとして位置づけしており、当期業績や中長期の業績見通し及び経営環境を勘案し、株主の皆様へ適正かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。

2021年12月期につきましては、上記方針を踏まえ、2022年3月9日開催の取締役会において、1株当たりの年間配当金を25円とさせていただきます。

なお、剰余金の配当等につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

また、当社は、自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、当社定款第6条の規定に基づき取締役会の決議によることとしております。

取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮した上で、総合的に判断することとしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,796,061	流動負債	1,658,054
現金預金	1,537,824	工事未払金	435,245
完成工事未収入金	255,782	買掛金	27,090
売掛金	49,729	1年内返済予定の長期借入金	315,993
未成工事支出金等	162,748	未払金	116,178
販売用不動産	737,515	未払法人税等	91,683
材料貯蔵品	13,887	未成工事受入金	490,582
その他	38,641	賞与引当金	46,523
貸倒引当金	△67	完成工事補償引当金	31,951
固定資産	1,379,163	その他	102,805
有形固定資産	998,687	固定負債	1,017,730
建物・構築物	301,656	長期借入金	1,000,101
土地	627,924	その他	17,629
建設仮勘定	39,945	負債合計	2,675,785
その他	29,160	(純資産の部)	
無形固定資産	230,904	株主資本	1,457,997
のれん	209,309	資本金	251,908
ソフトウェア	18,457	資本剰余金	241,238
その他	3,137	利益剰余金	993,144
投資その他の資産	149,571	自己株式	△28,293
投資有価証券	3,578	その他の包括利益累計額	△816
繰延税金資産	68,674	その他有価証券評価差額金	△816
その他	77,318	新株予約権	42,258
		純資産合計	1,499,439
資産合計	4,175,224	負債純資産合計	4,175,224

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	5,906,641	
兼業事業売上高	1,006,936	6,913,577
売上原価		
完成工事原価	3,961,158	
兼業事業売上原価	754,938	4,716,096
売上総利益		
完成工事総利益	1,945,483	
兼業事業総利益	251,998	2,197,481
販売費及び一般管理費		1,989,457
営業利益		208,023
営業外収益		
受取利息及び配当金	136	
補助金収入	4,299	
売電収入	1,916	
その他	2,998	9,350
営業外費用		
支払利息	7,522	
支払手数料	470	
売電費用	659	
その他	1,225	9,877
経常利益		207,496
特別利益		
固定資産売却益	1,733	
新株予約権戻入益	2,671	4,405
特別損失		
固定資産売却損	1,235	
固定資産除却損	20,536	
減損損失	28,516	50,288
税金等調整前当期純利益		161,613
法人税、住民税及び事業税	98,527	
法人税等調整額	△27,098	71,429
当期純利益		90,184
親会社株主に帰属する当期純利益		90,184

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	249,728	239,057	928,761	△28,251	1,389,296
当期変動額					
新株の発行	2,180	2,180			4,360
剰余金の配当			△25,801		△25,801
親会社株主に帰属する 当期純利益			90,184		90,184
自己株式の取得				△42	△42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,180	2,180	64,383	△42	68,701
当期末残高	251,908	241,238	993,144	△28,293	1,457,997

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△933	△933	27,116	1,415,479
当期変動額				
新株の発行				4,360
剰余金の配当				△25,801
親会社株主に帰属する 当期純利益				90,184
自己株式の取得				△42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	116	116	15,142	15,258
当期変動額合計	116	116	15,142	83,960
当期末残高	△816	△816	42,258	1,499,439

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	1,935,901	流動負債	1,255,041
現金預金	941,171	工事未払金	302,372
完成工事未収入金	156,122	1年内返済予定の長期借入金	257,424
未成工事支出金	114,082	未払金	84,010
販売用不動産	694,672	未払費用	11,899
材料貯蔵品	5,127	未払法人税等	72,098
関係会社短期貸付金	5,000	未成工事受入金	417,865
前払費用	14,417	預り金	15,594
その他	5,307	賞与引当金	37,167
固定資産	1,646,401	完成工事補償引当金	23,417
有形固定資産	796,979	その他	33,192
建物	193,761	固定負債	715,330
構築物	10,983	長期借入金	709,880
機械及び装置	4,960	その他	5,450
車両運搬具	3,417		
工具器具・備品	14,818	負債合計	1,970,371
土地	530,100	(純資産の部)	
建設仮勘定	38,938	株主資本	1,570,462
無形固定資産	14,848	資本金	251,908
ソフトウェア	12,781	資本剰余金	241,238
その他	2,067	資本準備金	221,908
投資その他の資産	834,573	その他資本剰余金	19,329
投資有価証券	3,493	利益剰余金	1,105,609
関係会社株式	614,550	利益準備金	4,010
長期前払費用	2,401	その他利益剰余金	1,101,599
繰延税金資産	57,375	別途積立金	305,000
関係会社長期貸付金	120,000	繰越利益剰余金	796,599
その他	36,753	自己株式	△28,293
		評価・換算差額等	△789
		その他有価証券評価差額金	△789
		新株予約権	42,258
		純資産合計	1,611,932
資産合計	3,582,303	負債純資産合計	3,582,303

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	4,136,506	
兼業事業売上高	511,791	4,648,297
売上原価		
完成工事原価	2,687,763	
兼業事業売上原価	426,587	3,114,351
売上総利益		
完成工事総利益	1,448,742	
兼業事業総利益	85,204	1,533,946
販売費及び一般管理費		1,351,490
営業利益		182,455
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,382	
関係会社業務受託収入	12,800	
補助金収入	2,262	
売電収入	1,497	
その他	1,259	39,202
営業外費用		
支払利息	5,046	
売電費用	397	
その他	1,200	6,644
経常利益		215,013
特別利益		
固定資産売却益	1,733	
新株予約権戻入益	662	2,396
特別損失		
固定資産売却損	1,235	
固定資産除却損	20,499	
減損損失	28,516	50,252
税引前当期純利益		167,157
法人税、住民税及び事業税	75,835	
法人税等調整額	△24,331	51,504
当期純利益		115,653

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	249,728	219,728	19,329	239,057	4,010	305,000	706,747	1,015,757
当期変動額								
新株の発行	2,180	2,180		2,180				
剰余金の配当							△25,801	△25,801
当期純利益							115,653	115,653
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
当期変動額合計	2,180	2,180	—	2,180	—	—	89,851	89,851
当期末残高	251,908	221,908	19,329	241,238	4,010	305,000	796,599	1,105,609

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△28,251	1,476,292	△901	△901	27,116	1,502,507
当期変動額						
新株の発行		4,360				4,360
剰余金の配当		△25,801				△25,801
当期純利益		115,653				115,653
自己株式の取得	△42	△42				△42
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			112	112	15,142	15,255
当期変動額合計	△42	94,170	112	112	15,142	109,425
当期末残高	△28,293	1,570,462	△789	△789	42,258	1,611,932

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安江工務店の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安江工務店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社安江工務店
取締役会 御中

監査法人コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安江工務店の2021年1月1日から2021年12月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に依拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社安江工務店 監査等委員会

常勤監査等委員 時 田 光一郎 ㊟

監 査 等 委 員 中 浜 明 光 ㊟

監 査 等 委 員 竹 内 裕 美 ㊟

(注) 監査等委員時田光一郎、中浜明光及び竹内裕美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の開催

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(3) 社内規程のうち、法令・定款で定められた事項に基づき定めたものを規則へ変更を行うものであります。

(4) 上記(1)及び(2)の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(変更箇所は、下線で示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (新設)</p> <p>第13条 (条文省略) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新設)</p> <p>第15条～第28条 (条文省略) (取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 <u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条 (現行通り) (削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第28条 (現行通り) (取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第30条～第35条 (条文省略) (監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第37条～第43条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第30条～第35条 (現行通り) (監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第37条～第43条 (現行通り) (附則) (株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>定款第12条(招集)第2項の追加は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u> (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員は任期満了となります。また、安江博幸氏は2021年4月25日に逝去により代表取締役会長を退任しております。

つきましては、監査等委員でない取締役4名の選任（3名再任）をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の答申を経ており、また、監査等委員会はすべての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員でない取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
1	やまもと けんじ 山 本 賢 治 (1962年2月12日生) (再任)	2002年11月	(株)トーマー (現(株)メニコネクト) 入社	18,640株
		2003年9月	当社入社 営業企画支援室室長	
		2005年4月	当社総務企画部部長	
		2009年5月	当社取締役	
		2013年4月	当社常務取締役	
		2016年3月	当社専務取締役	
		2019年1月	当社代表取締役社長 執行役員 最高執行責任者(COO)	
		2019年1月	(株)トーヤハウス取締役 (現任)	
		2021年4月	当社代表取締役社長 執行役員 最高経営責任者 (CEO) 兼 最高執行責任者(COO) (現任)	
		2021年4月	(株)N-Basic代表取締役会長 (現任)	
		2021年4月	(株)MIMA代表取締役 (現任)	
		2021年11月	(同)ヤマモト・トラスト代表社員 (現任)	
(取締役候補者とした理由)				
同氏は、2009年5月の取締役就任以来、経営全般に携わり、当社のあらゆる事業に精通し、豊富な経験と広い知識を有しております。2019年1月からは当社代表取締役社長 最高執行責任者(COO)として経営指揮を執り、また、2021年4月からは最高経営責任者 (CEO) を兼任して当社グループ全体を統括して役割を果たしていることから、今後も当社グループの企業価値向上と持続的成長に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	い ん だ あ き ひ こ 印 田 昭 彦 (1974年11月4日生) (再任)	1997年 4 月	名古屋トヨベツト(株)入社	11,160株
		2008年10月	当社入社	
2011年 4 月	当社千種店店長			
2014年 4 月	当社管理部部長			
2015年 3 月	当社取締役 事業サポート部部长			
2019年 1 月	当社取締役 常務執行役員 事業サポート部部长 (現任)			
2019年 1 月	(株)N-Basic 監査役 (現任)			
2019年 1 月	(株)トーヤハウス 監査役 (現任)			
2020年 1 月	アプリコット(株) 監査役 (現任)			
2020年10月	(株)MIMA 監査役 (現任)			
(取締役候補者とした理由) 同氏は、住宅リフォーム事業の店長を経て管理部長を経験し、当社の業務全般に精通し、豊富な業務経験と専門的見識を有しております。2015年3月の取締役就任からは企画マーケティング・人事総務・法務等を統括する管理担当として経営に携わっており、今後も当社グループの発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				
3	に っ た よ し ま さ 新 田 義 正 (1974年4月16日生) (再任)	2008年12月	(株)ユーアイファクトリー入社	16,660株
		2014年 3 月	当社入社	
2014年10月	当社春日井店店長			
2015年 4 月	当社住宅リフォーム事業部事業部長			
2017年 3 月	当社取締役 住宅リフォーム事業部事業部長			
2018年 8 月	(株)トーヤハウス代表取締役社長 (現任)			
2019年 1 月	当社取締役 常務執行役員 (現任)			
2021年 4 月	(株)MIMA 取締役 (現任)			
(取締役候補者とした理由) 同氏は、2015年4月の住宅リフォーム事業部事業部長就任以来、主力事業の責任者として住宅リフォーム事業の発展に携わってまいりました。2018年8月からは当社子会社の代表取締役社長を務める等、事業全般に精通しており、今後も豊富な業界経験を活かすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としております。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
4	かねこ ともなり 金子 智成 (1979年8月1日生) (新任)	2013年 4 月 2015年 2 月 2015年 4 月 2017年 6 月 2019年 1 月 2020年 1 月 2021年 1 月 2021年 3 月	(株)フレッシュハウス入社 当社入社 当社春日井店店長 当社住宅リフォーム事業部事業副部長 当社執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長 アプリコット(株)代表取締役副社長 (現任) (株)N-Basic代表取締役社長 (現任) 当社上級執行役員 住宅リフォーム事業部事業副部長 (現任)	一 株
(取締役候補者とした理由)				
同氏は、2017年6月の住宅リフォーム事業部事業副部長就任以来、主力事業の責任者の一人として住宅リフォーム事業の発展に携わってまいりました。2020年1月からは、当社子会社の代表取締役副社長としてグループ会社間のシナジー創出に携わるとともに、2021年1月からは当社子会社代表取締役も務める等、リフォーム事業全般に精通しており、豊富な業界経験を活かすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、15頁に記載の通りであります。本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役時田光一郎氏及び中浜明光氏は任期満了となります。

つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社の株式の数
1	と き だ こういちろう 時 田 光 一 郎 (1949年5月18日生) (再任)	1972年4月 1999年6月 2007年8月 2011年8月 2013年12月 2014年12月 2015年11月 2016年3月	(株)東海銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 中央監査法人入所 有限責任あずさ監査法人入所 中央朝日コンサルティング(株)入社 キャリアオ技研(株)参与 ケイティー戦略経営オフィス開設 当社常勤監査役 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕(現任)	2,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は、金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として取締役会を含む重要な経営会議への出席及び任意の指名・報酬委員会の委員長として独立した立場からの確な意見をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する当社 の株式の数
2	なかはま あけみつ 中 浜 明 光 (1948年11月5日生) (再任)	1971年 4 月 1974年 9 月 2014年 1 月 2014年 5 月 2015年 8 月 2016年 1 月 2016年 3 月 2017年 5 月 2017年 5 月	監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 公認会計士登録 中浜明光公認会計士事務所開設（現任） 当社社外監査役 ミタチ産業(株)社外取締役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） トビラシステムズ(株)社外監査役（のちに機関変更により社外取締役〔監査等委員〕・現任） 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダホールディングス社外取締役〔監査等委員〕（現任） (株)コメダ監査役（現任）	5,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>同氏は、公認会計士として監査法人における長年にわたる豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として取締役会を含む重要な経営会議への出席及び任意の指名・報酬委員会の委員として独立した立場からの確かな意見をいただいております。当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者とも、社外取締役の候補者であります。
3. 当社は、時田光一郎氏及び中浜明光氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。
4. 時田光一郎氏及び中浜明光氏の当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 中浜明光氏が2017年3月から社外取締役（監査等委員）を務めていた株式会社MTGは、2019年5月、同社グループにおいて不適切な営業取引行為・会計処理がなされていたことが判明いたしました。同氏は本事実が判明するまでそのことを認識しておりませんが、日頃から取締役会等においてコンプライアンスの重要性について意見を述べてまいりました。本事実発覚後は、再発防止策の策定及び実施等に関して適宜指摘を行うなど、その職責を遂行いたしました。
6. 当社は両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該責任限定契約の内容の概要については、15頁に記載の通りであります。各候補者の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要については、15頁に記載の通りであります。各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考）取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案及び第3号議案をご承認いただいた場合の取締役会の構成及び各取締役が特に有する専門性及び経験は次の通りであります。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	業界の知識 経験	会計 財務	営業 マーケティング	人事 労務	法務
山本 賢治	代表取締役社長 執行役員 CEO兼COO	●	●	●	●		
印田 昭彦	取締役 常務執行役員	●	●		●	●	●
新田 義正	取締役 常務執行役員	●	●	●	●		
金子 智成	取締役 執行役員	●	●		●		
時田 光一郎	社外取締役 監査等委員	●		●	●		
中浜 明光	社外取締役 監査等委員			●			
竹内 裕美	社外取締役 監査等委員						●

以上

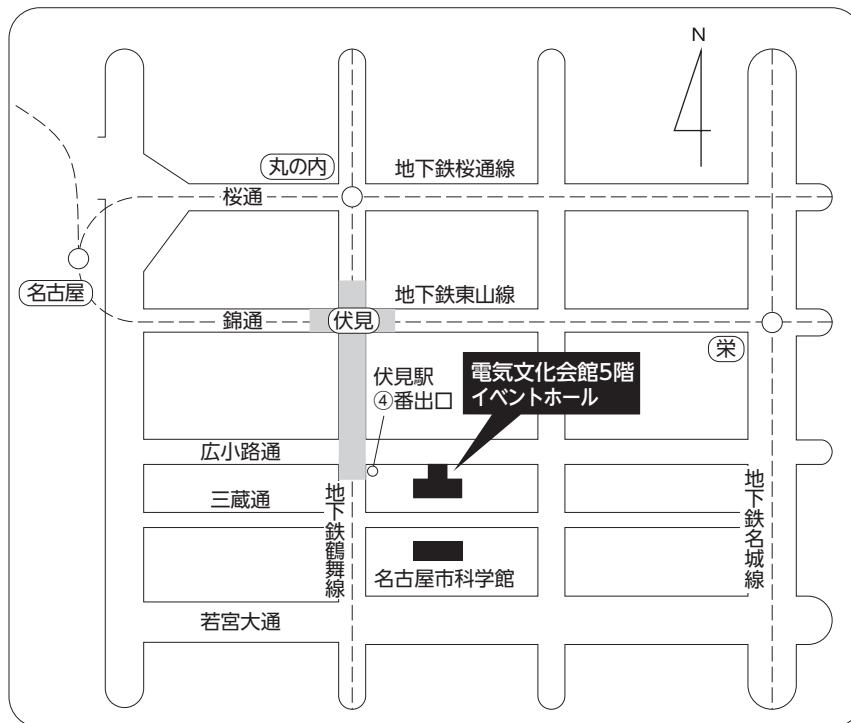
株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中区栄二丁目2番5号
電気文化会館5階 イベントホール
電話 (052) 204-1133

経路

地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分
ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。



Web アンケート

株主の皆様のお声を聞かせてください

2022年4月10日まで

当社では、株主の皆様のお声を聞かせるため、アンケートを実施いたします。
お寄せいただいたご意見は、今後の会社運営の参考として大切に扱わせていただきます。
お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

～ アンケートの結果は 4月下旬に当社HPにて公表いたします ～

※多数頂戴したご質問につきましては、HPにて回答いたします。
なお、個別回答は差し控させていただきます。ご了承ください。

アンケートURLは
株主様のみにご案内
しております。

